

## 令和3年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和3年11月9日(火) 13:30~15:00
- 2 場 所 サンライフ福島(福島市)
- 3 出席者(町側) 伊澤町長、徳永副町長、館下教育長、平岩総務課長、横山復興推進課長、猪狩建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業復興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、佐藤支援員  
(12人)

4 町民出席者 20人

### 5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、来年6月以降に特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指して、来年年明けに実施を予定している準備宿泊について町民の皆さまにその内容をご説明し、ご意見をお伺いしたい。

### ○町内復興の取り組みについて

1) 中野地区復興産業拠点については、昨年10月に産業交流センターや県の「東日本大震災・原子力災害伝承館」がオープンし、また134室が整備されたビジネスホテルも開業したところであり、県内外から多数の方が訪れている。同拠点内に立地する企業については、現在20件、25社との立地協定を締結している。(うち町内事業者は7件7社)

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年秋頃の居住開始を目指し、帰還者や就業者向け戸建て住宅30戸、集合住宅56戸を県が代行して整備し、帰還環境整備を進めている。まず、令和4年10月頃に25戸の入居開始を目指している。整備状況については、広報紙や町公式ホームページ等で随時発信していく。

3) 役場仮設庁舎については、現在いわき事務所で行っている業務の大部分を双葉町内に戻し、来年8月末頃を目標に業務を開始する予定。

4) 特定復興再生拠点区域内の除染・解体については、特定復興再生拠点区域内全域での建物解体が進んでいる。特定復興再生拠点区域外についても引き続き帰還を希望する町民の皆さまが全員帰還できるように国に強く求めていく。

5) 特定復興再生拠点区域内の営農再開の取り組みについては、羽鳥地区をはじめ他3地区において農家の皆さまのご協力のもと、再び荒廃することがないように保全管理が行われているところであり感謝に堪えない。令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンを更新し、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業基盤の整備に取り組んでいる。

特定復興再生拠点区域内の農地除染の進捗率は、令和3年7月末現在93%となっ

ている

○中間貯蔵施設への搬入状況について

県内で発生した除染廃棄物である除去土壌は今年 8 月末までに 1158.9 万 m<sup>3</sup>が輸送されている。福島県内の仮置き場については、1,373 カ所あったうち 1,210 カ所の搬出が完了した。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和 4 年 3 月 31 日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 説明（住民生活課長）

○ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊（準備宿泊）について

7 懇談概要

（町民：女性）

私が住んでいた新山久保前は特定復興再生拠点区域で、来年 6 月以降が避難指示解除目標となっているが、先ほどの説明の中で、NHKの受信料が避難指示解除後 1 カ月後に免除がなくなると言われていたかと思うが、詳細について伺いたい。

（中野住民生活課長）

NHKの受信料については、避難指示解除された月の翌月で終わると聞いています。なお、医療や税については別物となっています。NHKの受信料については、自然災害により災害救助法が適用となっていた場合に、東日本大震災後に NHK が申請をして、対象となった方のために受信料の免除をするという取り決めで、熊本地震の時や他の地震の時も行っていました。東日本大震災や原発事故については、避難指示解除されてから翌月までは免除しますが、それ以降は通常通りの受信料を請求することになっています。

（町民：女性）

その手続きは双葉町民が一斉という訳ではないですね。避難指示解除された区域だけだから。そうすると、個人でNHKに申請するようになるのですか。

（中野住民生活課長）

NHKの方から通知等が来るかと思えます。先行解除となった両竹、浜野行政区からは、NHKから連絡があったような話を聞いております。まずはそのエリアに住んでいるかどうかでNHKから受信料が発生する旨の連絡や通知が来るかと思えますので、個人で手続きをするといったことは今のところ聞いてはおりません。まずは通知が来てからかと思えます。

(町民：男性)

私の住んでいる場所は拠点区域外ですが、石熊の区長さんが要望されたように、除染を出来るだけ進めていただくよう私から願います。

もう一点は、除染しないうちは一時帰宅の手続きが毎回面倒です。一時帰宅の手続きもいつ頃までに解除していただけるのか。

また、いつも一時帰宅した際に気づくのが、道路の木がかなり茂っていることです。そのため、巡回をしていただき、適時判断をして伐採等をしていただきたい。

(伊澤町長)

1つ目の拠点外の除染について、石熊地区からいち早く、石熊行政区として白地地区の避難指示解除のための取り組みについて要望を受けました。これは皆さんご存知の通り、石熊は線量がかなり高い地区ですので、早く除染をして戻りたいと要望が上がってきたところです。一方で他の地区はどうなのかというと、これは行政区長会でもお話しなくてはならないと思っておりますが、一番初めに10月26日にいわき市で町政懇談会を開催した折にも話をしております。当然、個人で戻りたいと判断してスタートするのですが、行政区の中で話し合えていただくことが、非常に合理的であると思っております。三字行政区に関しても、目迫と水沢は拠点外になってしまう部分があるかと思いますが、話し合いをしてもらい、ある程度の方向性を示していただけると、我々としても国に繋げやすいです。個々人で戻りたいということに関して、今回、国の方針が示されている訳ですが、個人個人の考え方は重要視しなくてはなりません。全体的に個人個人が戻ってそこで生活出来るかということこれは非常に厳しいことになると思います。簡単に言うと、白地地区の中が虫食いになって、本来、避難指示解除して戻って生活するのは、生活するための色々な整備が出来てなければ戻るとは不可能な訳ですから、個人が戻って生活することはなかなか厳しいと思います。そうした場合には、全体的な行政区としての方向性が示された方が、どちらかというに進み具合の可能性は高いと私は感じており、これは双葉町独自の考え方になります。それが良い、悪いというよりも、皆さんの意見を集約出来る方法として、そのような取り組みはどうかと示させていただいたところです。

道路の樹木の対応については、随時、建設課までご連絡いただければなるべく早く対応させていただきます。確かに、町内を回ると、こんなところに木がというのをたまに見受けれます。建設課にどの辺の場所か言っていただければなるべく早く対応させていただきますのでよろしくお願いします。

(町民：女性)

私は昭和47年に双葉町に越してきて、借地で家を建てました。その借地も地主さんに返しました。双葉に戻っても何もないわけです。そこで、双葉町民としていつまで双葉町に籍をおいてもらえるのか、予定があるのであれば教えてください。

(伊澤町長)

住民票の問題のご指摘かと思えます。このことにつきましては、まだ避難先で生活されていても、まずは本人の意思です。本人の意思が双葉町民でありたいという場合は、住民票は双葉におけるということが今の制度では守られています。これをいつ判断しなくてはならないのかはまだはっきりと国の方からは明示されていません。いずれ皆さんに住民票の判断をしていただく時期が来るかと思えますが、今の時点ではまだ決まっておりません。今ご指摘のあった、借地だったため双葉町に戻る場所がないということについては、そういった方達のために今回、双葉駅西に町で23haの土地を取得して、家が帰還困難区域にある方、中間貯蔵施設用地にある方、津波被災地区である浜野地区の方、そういった方達も戻りたいと言った方に住んでいただけるように住宅を整備している訳です。戻れる場所がないのではなく、皆さんが戻れるために双葉の駅西の方に住宅整備をしていますので、もし双葉町を思う気持ちがありましたら、いずれ町の方で申込みをする手続きの段階がきますので、その際に申込んでいただければ皆さんに住んでいただけると思えます。

また、今回の準備宿泊の件ですが、皆さんが理解していただければ問題はありませんが、準備宿泊に該当する人は、特定復興再生拠点区域内の人達だけということではありません。帰還困難区域、いわゆる白地地区の部分、中間貯蔵施設の部分、津波被災地の部分等、双葉町全域の住民の皆さんが準備宿泊に該当していますので、お間違いのないようお願いしたいと思います。戻る意思がある、双葉町に行ってみたいのに自宅を解体していれば当然、住む場所や泊まる場所がないという方がおられるかと思えます。そういった方達のために今回、産業交流センター前のホテルを宿泊施設として町は考えております。そこを利用して泊まっていただく方には補助も検討していますので、ご検討いただければと思います。

(町民：男性)

私の隣近所の解体は進んでいるが、その隣の家が傾いて倒れる寸前になっている。そういう方は、町の方から持ち主に連絡はしないのか。

(佐藤支援員)

今、町の方で建物が残っている方に対して、環境省と連名で解体申請の書類等の郵送を行い、解体を促すような取組みを進めております。一方、個別でこの家が傾いていて危ない等といった場合は、具体的に住所等をお調べして、町の方からご一報させていただくことも可能かと思えますので、検討していきたいと思えます。

(町民：男性)

二日ぐらい前の新聞で医療費の問題がありましたが、保険料を払うから診察料は無料となるよう各市町村長で頑張してほしいと思えます。

もう一つ、産業交流センター近くに出来たビジネスホテルは会議等が出来る場所もあるのでしょうか。

(伊澤町長)

会議は産業交流センターで行えるように3つ造ってあります。

(町民：男性)

ある人から今後、行政区の総会をたまには双葉町でやったらいいと言われました。せんだん温泉や青年婦人会館のあたりを直して、泊りがけで総会が出来るように将来に向けて考えてみたら、永遠に故郷は心に残るのではないかと思います。

(伊澤町長)

先ほどの倒壊しそうな家屋の件は私も分かっていますので、この件は対応を検討させていただきます。

次に医療費の減免についてですが、記事の中に書いてあるのは、私も国から話がありましたが、中身に関して皆さんに知っておいていただきたいのは、先行避難指示解除、どこの町と言うと語弊があるので言いませんが、いわゆる先に避難指示解除した自治体のある程度の部分まで。説明では平成28年までに避難指示解除したところで減免の解除をしたいと話が出ています。私共の意見を聞かれた時点では、先行避難指示解除した自治体がそれで納得するならいいのですが、ただ、双葉町に関してはほとんどない話ですよと言いました。私が国にずっと申し上げてきたことは、早い時期に避難指示解除されたところが10年経ち、未だに医療費の減免や高速道路の無料化も続いています。避難指示解除されて10年やっているという実績、いわゆる前例です。これに我々が該当したのであれば、昨年、一部避難指示解除してますので昨年からカウントして10年、未だに住民は戻っていない、来年の6月以降にようやく戻れるような環境整備になり、避難指示解除しました。はい、戻ったので終わりですというのはあり得ないですよ。いわゆる、公平公正の観点からすれば、先に避難指示解除されてから10年間はやっているのだから、10年で打ち切るのが一つのルールなのではないかと申し上げてきました。その制度を10年いただいたことは非常にありがたいことです。かたや5年で打ち切られたら制度として不思議な感じがしますよね。だったら一番スムーズにいくように、既に避難指示解除して10年の恩恵を得ているところがありますから、そういったところから打ち切っていけばいいんじゃないかと申し上げました。それが良い、悪いではなく、ルールとして公平性の観点からそれをやっていかなければハレーションが起きると話をしました。少なくとも双葉町に関しては、前例が10年ということがあるので、我々は来年戻れる環境になるので、そこからスタートして10年は面倒を見てくださいますと言いました。ずるいと言われるかもしれませんが、10年間というルールをやってきたのだからずるくはないと私は思います。国民が等しく公平公正に制度の恩恵を受けるとするならば、それはやってもらわなくてはならないと思っています。私は国

にははっきりと申し上げました。

(町民：男性)

ぜひお願いします。

(伊澤町長)

10年が何年になるという話にもなりますが、前例として10年としてしまった以上、それをやらずに、今になって国民の理解がない、世論の理解がない、あまりにも被災地の人達に優遇しすぎじゃないかという声も出ていると。これは事実だと思いますが、その制度を理解させ、避難指示解除したところは終わりにしなくてはならないと決めなかったのは誰なのかという話です。これは申し訳ないですが、国がしっかりとやっていなかった訳ですので、我々の責任ではありません。我々は納得いく状況でなければ、はいとは言えませんが意見は伝えています。

次に行政区総会の際に、今はコロナでなかなか出来ていませんが、今後、双葉町に戻って集まったり、宿泊したりするようなエリアを確保してほしいというご質問ですが、このことは何か所かで言われており、前々からそのような考えを持っていない訳ではありません。本当は国の方にも応援していただきたいと思っています。しかし、これは制度的になかなか難しいだろうと思いますから、そうすると町の単費、いわゆる自主財源でやるとなるとこれは非常に厳しいものとなります。それを造ってしまうと、今度はランニングコストの部分も相当の負担になり、維持管理がなかなか厳しいです。どうしたらいいのかを含めて、皆さんから良いアイデアをお示しいただければ、ハードの部分で造るのは可能だと思います。議会です承いただければ出来ることとなります。ただ、それを運営していくとなると非常に厳しいことになると思います。双葉町が何で財政が厳しくなったかという、今までそのようになされてきたことが財政として厳しくなったという過去の経過を踏まえた時に、将来、負担になるようなものは、我々はしっかりと考えていかななくてはなりません。それが上手く対応できるようなものがあれば、やっていきたいという思いはあります。町民として戻ってきた人、町民だけなかなか戻れない人、戻ると判断が出来ない人、色々なご事情をお持ちの方がいらっしゃいます。そういった方達のために、そのような場所は必要だと私は認識していますので、今後どのようにしたらいいのか検討したいと思います。

(高橋健康福祉課長)

せんだん温泉、青年婦人会館のお話が出ましたが、青年婦人会館につきましては、震災から10年が経ち、建物も大分傷んでおります。建物の被害の判定も半壊という結果が出ていることから、この度、環境省による解体を申請しておりますのでお知らせします。

(町民：男性)

サンライフ福島は、自治会の県北ふたば会が平成24年に結成以来、福島市にある双葉町

として、この会場を起点にして活動や交流をしてきました。今まで、町からのご支援ありがとうございます。2年前までは、第2、第4金曜日には必ず色々な事業を展開してきましたが、ここ最近ではコロナ禍で事業活動も減少せざるを得ませんでした。最近ではコロナも収まりつつありますので、これからの自治会をどうしたらいいか、会員の皆さんと考えると思います。

本題に入りますが、今後の双葉町の行く道として、町は特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に向けて取り組んでいただいているところですが、色々な面で復興が滞ることがなく進んでいくように、関係者の皆さまにお願いしたいと思います。私達は高齢になっているため、住民意向調査での双葉町への帰還意向は、戻らないと判断していると回答された割合が高いかと思います。それぞれ家庭の事情によって異なると思いますが、将来、子どもや孫がどのような気持ちになっていくかは分かりません。色々な形での故郷、双葉町との繋がりが生じるかと思いますが、その中には復興状況を見ながら、将来的に帰還する方向に気持ちが動く人もいると思います。そのためにも、今まで通り、今後も役場からの継続的な情報提供、健康管理の支援、一時帰宅の支援等をお願いするところです。

また、今回、準備宿泊の話がされていますが、特定復興再生拠点区域外についても、これから先、色々な難題があるかと思いますが、帰還したいと思っている双葉町民の中には、絶対に自分の故郷、自分の家に帰りたいという気持ちを変えていないと思います。しかし、町民にとっては、それぞれ自分の住んでいた家の状況や環境が様々ですが、近い将来、ある程度条件が整った場合は、そのスタートラインに立てる状況にある人を第一ランナーとして立たせてあげることが少しずつ復興に繋げていく基本線で、全国で避難生活をしている双葉町民の心を温めるとともに、故郷に寄り添う気持ちになると思っております。口で話すのは簡単ですが、関係者の皆さまの毎日の努力に感謝をする次第であります。

最後になりますが、今回、私が藍綬褒章を受章した件では、町民の皆さま、関係者の皆さま、この場にご出席の皆さまのお力や支えをいただいたからこそ、いただいた章だと思っております。今後も身体の許す限り、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

(伊澤町長)

今、ご指摘いただいた町の色々な取り組みや方向性について、示唆があったように感じました。全て分かりましたということは言えませんが、出来る限り、町民の皆さんの期待に添えるよう、今のお話をしっかりと踏まえ、肝に銘じていきたいと考えておりますのでよろしく願います。

## 8. 閉 会